金融再生法開示債権の状況

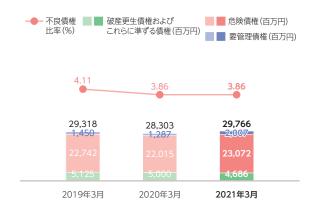
当行は、不良債権発生の未然防止に努めるとともに、お取引先企業等に対する経営改善支援活動 にも積極的に取り組み、資産の健全性維持に注力しております。また、「信用リスク評価/格付・ 自己査定システム」を導入し、信用変化の都度査定する随時査定方式により個別に査定し、厳正に 貸倒引当処理を行う一方、担保処分や貸出債権売却等の不良債権の最終処理にも努めております。

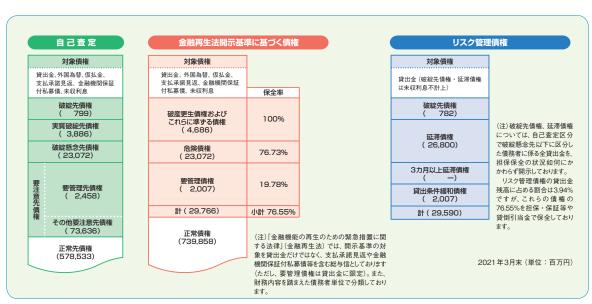
「金融再生法開示基準に基づく債権」の 総与信額に占める割合

(2021年3月末)



金融再生法に基づく開示債権の推移





破産、会社更生、再生手続等の事由により 経営破綻に陥っている債務者に対する債権 およびこれらに進ずる債権

債務者が経営破綻状態にいたっていないが、 財政状態および経営成績が悪化し、契約に 従った債権の元本の回収および利息の受取 ができない可能性の高い債権

自己査定区分による「要注意先」のうち、「3 カ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和

信務者の財政状態および経営成績に特に問 題がないものとして、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管 理債権」以外のものに区分される債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続 していることその他の事由により元本又は利 息の取立て又は弁済の見込みがないものと して未収利息を計上しなかった貸出金(貸 倒償却を行った部分を除く。以下「未収利 息不計上貸出金」という。) のうち、法人税 法施行令(昭和40年政令第97号)第96 条第1項第3号のイからホまでに掲げる事

由又は同項第4号に規定する事由が生じて いる貸出金

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債 権および債務者の経営再建又は支援を図る ことを目的として利息の支払を猶予した貸出 金以外の貸出金

●3カ月以上延滞債権 元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日 を起算日として3月以上遅延している貸出 金で、破綻先債権および延滞債権に該当し ない貸出金

●貸出条件緩和債権

債務者の経営再建▽は支援を図ることを目 本の仮済猶予、債権放棄その他の債務者に 有利となる取決めを行った貸出金で破綻先 債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権 に該当しない貸出金

27